

土壤汚染対策に対する意見

平成28年5月20日
全国中小企業団体中央会

1. 全国中小企業団体中央会 組織概要

根拠法 中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律
 設立 昭和31年4月10日
 代表者 会長 大村 功作

1. 役割
- ・中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図る。
 - ・組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業連携組織の形成支援などのほか、金融・税制や労働問題など、中小企業のような経営問題に対する相談・支援。

全国中小企業団体中央会
 (指導員31人、職員5人)

会員数(賛助会員を除く) 419組合等
 全国組合282 全国商工団体 90
 都道府県中小企業団体中央会 47

都道府県中小企業団体中央会(47)
 (指導員820人、職員120人)

会員数 26,658組合等

- 事業協同組合 20,595組合
- 事業協同小組合 3組合
- 信用協同組合 103組合
- 企業組合 1,010組合
- 商工組合 948組合
- 協業組合 564組合
- 商店街振興組合 872組合
- 生活衛生同業組合 131組合
- 各組合の連合会 453連合会
- 金融機関等商工業の団体 1,979団体

中小企業者
 (中央会加入組合の所属員数 約272.5万人)



組織率70.8%
 中央会加入組合所属員数 約272.5万人
 全国の中小企業者数 約381万人

【第67回中小企業団体全国大会(於 沖縄県)】

2. 沿革

- 昭和8年 「工業組合中央会」法制化(工業組合法)
- 昭和11年 中小企業の組織化を金融面から支援する専門機関として、商工組合中央金庫を設立(商工組合中央金庫法)
- 昭和13年 「商業組合中央会」法制化(商工組合法)
- 昭和18年 「工業組合中央会」及び「商業組合中央会」が統合して「商工組合中央会」成立(商工組合法)
- 昭和24年 現行「中小企業等協同組合法」施行
- 昭和30年～31年 「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」が施行され、「全国中小企業等協同組合中央会」及び「都道府県中小企業等協同組合中央会」が発足
- 昭和33年 「中小企業団体の組織に関する法律」及び「改正中小企業等協同組合法」施行により、「全国中止企業団体中央会」及び「都道府県中小企業団体中央会」に名称変更
- 昭和59年 「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」の一部が改正され、中小企業組合士制度等の事業が新たに追加されるなど、中央会機能の拡充が行われた
- 昭和61年 商工組合中央金庫法を恒久化

3. 事業内容

- ・組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談できる体制(「窓口相談」)
- ・定期的に指導員が訪問し、face to faceで相談(「巡回指導」)
- ・各種助成策や業界団体向けの情報を速やかに提供(機関誌・インターネット等)
- ・行政機関等に対し、業界の要望を建議・陳情
- ・各種会合、交流会開催により、会員相互の交流を促進
- ・各種講習会・研修会を開催
- ・中小企業者及び官公需適格組合の官公需受注の促進
- ・中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- ・中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録
- ・組合青年部、組合女性部の育成、強化
- ・中小企業組合等活路開拓事業(新分野研究、ビジョン策定)
- ・情報化対策事業(組合等情報ネットワークシステム開発)
- ・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助事業

2. 中小企業・小規模事業者の概要

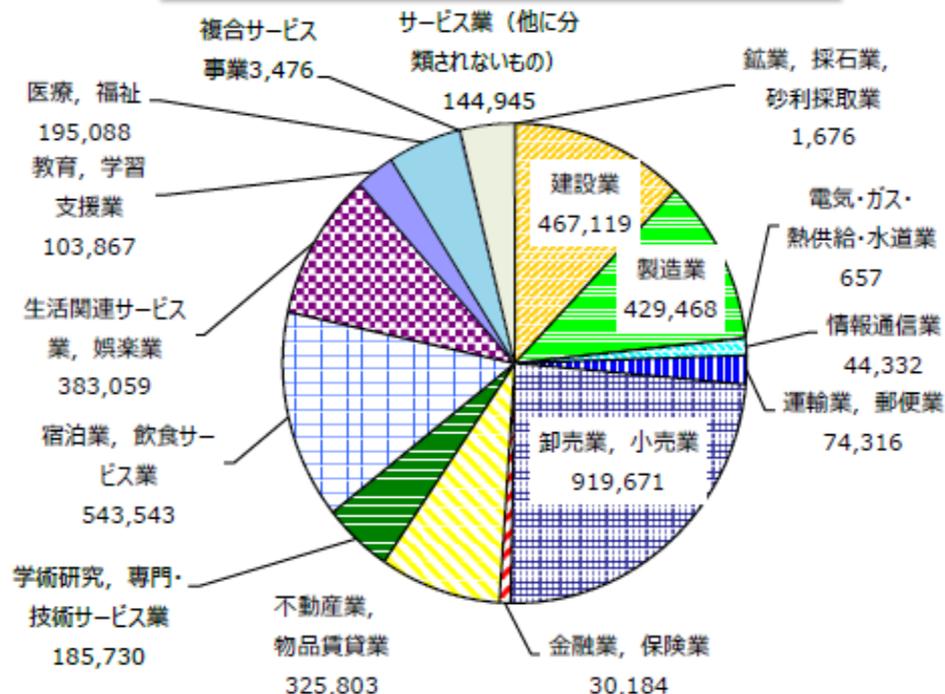
- ① 中小企業は、日本経済を支える存在
 - ・ 全事業者数の99.7%が中小企業、全就業者の約70%が中小企業に就業
- ② 中小企業は多様な存在
 - ・ 個人事業主等の小規模事業者から数百人規模の中規模企業まで存在
 - ・ 製造業から小売・サービス業まであらゆる製品・サービスを提供

事業者数・従業者数（2012年）

	事業者数	従業者数
大企業	1.1万者 (0.3%)	1,397万人 (30.3%)
中小企業	385.3万者 (99.7%)	3,217万人 (69.7%)
うち小規模事業者	334.3万者 (86.5%)	1,192万人 (25.8%)

(資料) 総務省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

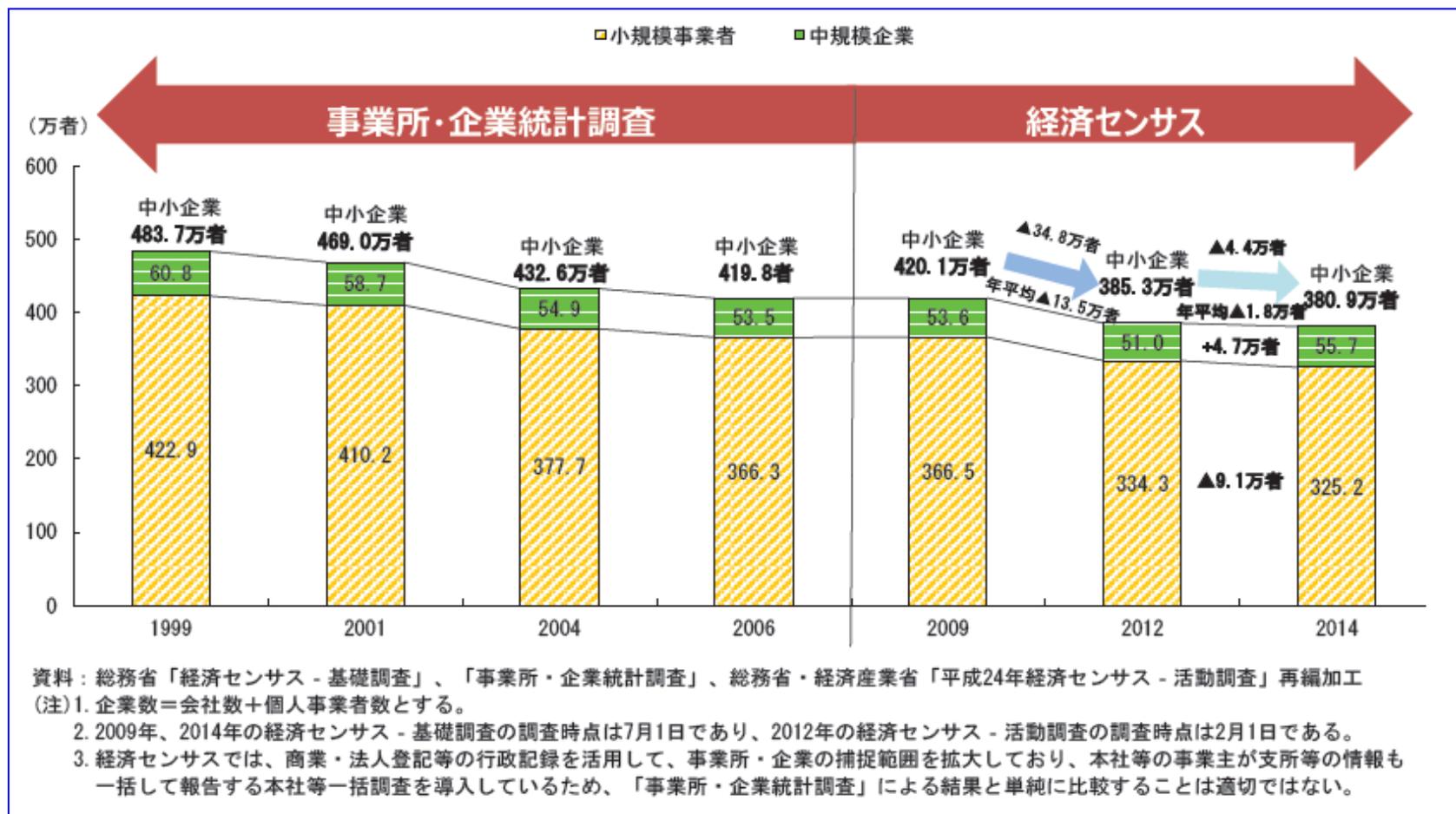
中小企業の業種別事業者数（2012年）



3. 中小企業数推移 【2016年版 中小企業白書】

(1) 中小企業数の推移

- ・ 中小企業数は長期にわたり減少傾向。
- ・ 2009年から2014年にかけては、39.2万者の減少。

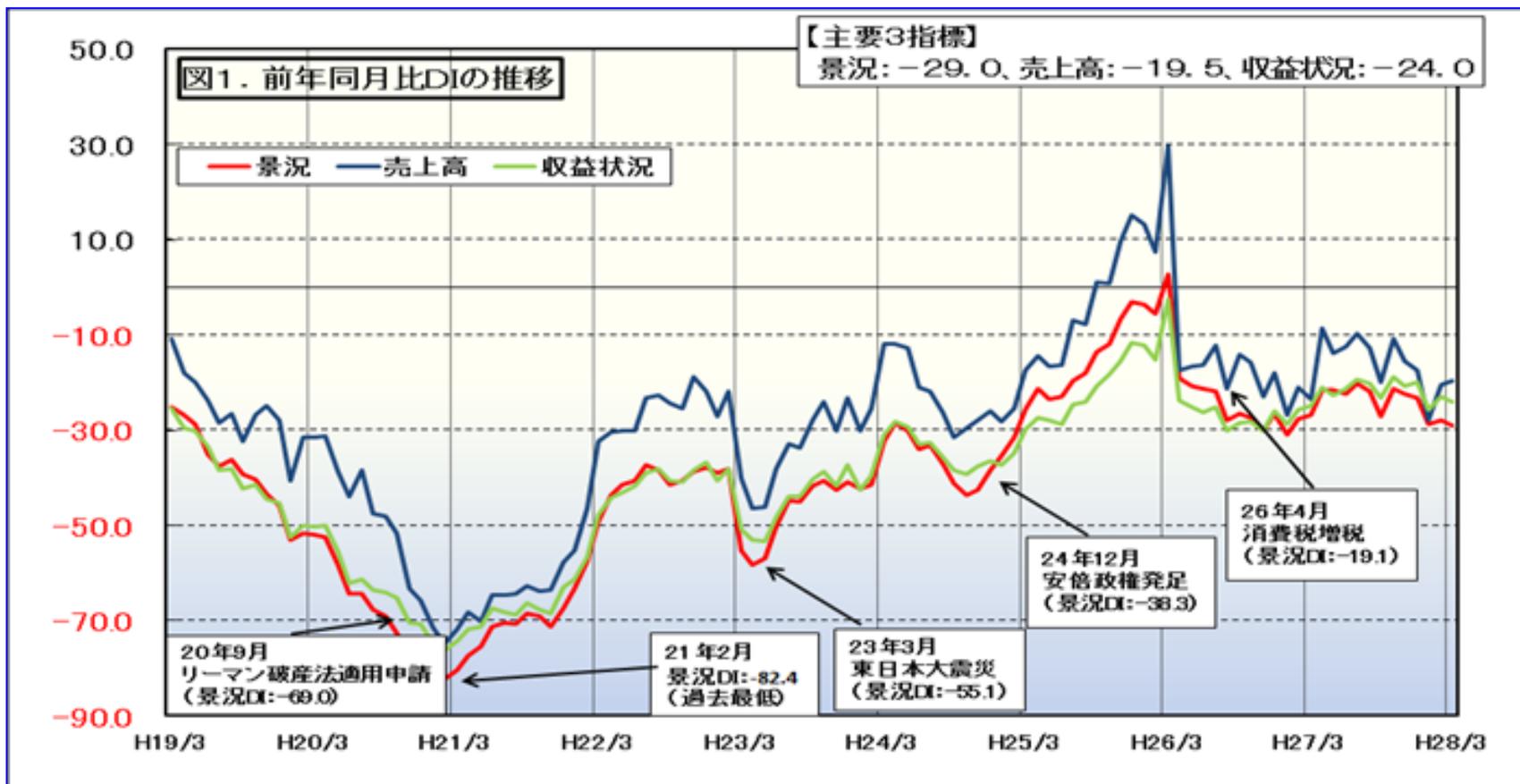


4. 中小企業の景況

中小企業月次景況調査（平成28年4月21日プレス発表）

3月のDIは、9指標中5指標が悪化した。主要3指標に関しては売上高DIが前月比1.0ポイント上昇したが、景況ならびに収益状況は悪化に転じる結果となった。

国内外の景況感悪化や内需減退に伴って年度末需要の動きが鈍化していることに加えて、販売価格の低迷やコスト高が収益を圧縮している状況も改善しておらず、また慢性的な労働力不足や消費増税への懸念も相俟って、中小企業の先行き不透明感は増大している。



本調査は、都道府県中央会に設置されている情報連絡員〔中小企業の組合(協同組合、商工組合等)の役員約2,600名に委嘱〕による調査結果です。
調査の対象は、情報連絡員が所属する組合の組合員の全体的な状況(前年同月比)です。

5. 団体組織概要

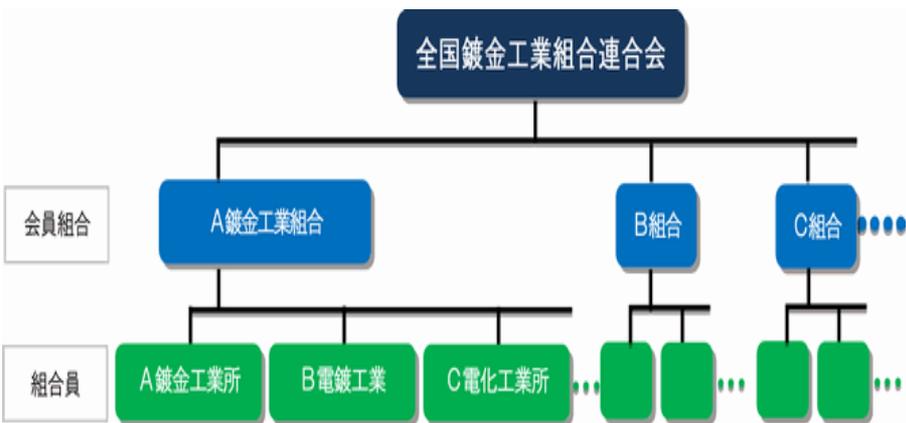
全国鍍金工業組合連合会（略称：全鍍連（ぜんとれん））

日本全国都道府県の電気めっき工業を営む1,360社が所属する24工業組合により組織された法人格を有する組織。

- ・設立 昭和47年4月26日
- ・代表者 会長 栗原 敏郎

主な事業内容

1. 会員たる工業組合の事業についての指導及び連絡
2. 電気めっき業に関する指導及び教育
3. 電気めっき業に関する情報または資料の収集及び提供
4. 電気めっき業に関する調査研究
5. 電気めっき技術に関する研究並びに開発
6. 中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する対応
7. その他



会員数：24組合

組合員数：1,360事業所

総従業員数：25,074名

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会（略称：全ク連）

クリーニング業者の経営の健全化、安定化に資するための措置を講じ、その衛生水準の維持向上を図ることによって公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。

- （「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された特殊法人）
- ・設立 昭和33年4月18日
- ・代表者 会長 小池 広昭

事業内容

関係省庁との折衝

クリーニング業に関連する関係省庁(厚生労働省、経済産業省、環境省、総務省、国土交通省等)との折衝

業界指導

- 1) 会員に対する衛生施設の維持向上並びに経営の健全化に関する指導
- 2) 業界の発展、高揚を図るための全国大会・展示会等の開催
- 3) 業界ビジョンの作成・浸透等

経営・技術向上に関する事業

クリーニング技術部会、クリーニング総合研究所、後継者育成事業、中央青年部会、各都道府県青年部への指導

調査・研究の推進

クリーニング技術の向上、環境保全対策等に関する研究の推進、各種アンケート調査の実施

全国共通クリーニングギフト券の発行

各種調整事業の推進

適正化基準の設定、組合協約の締結、大企業等の進出・対策の推進等

消費者向けPRの実施

各種キャンペーン・イベントの実施、全国統一啓発ポスター作成

組合員の福利厚生に関する事業

- 1) 全国クリーニング業国民年金基金
- 2) 全国クリーニング業企業年金基金
- 3) 生命共済
- 4) 火災共助
- 5) 災害見舞金

その他、クリーニング業界の発展にかかる各種事業の推進

会員：47都道府県のクリーニング生活衛生同業組合
組合員：加盟クリーニング店約1万事業所

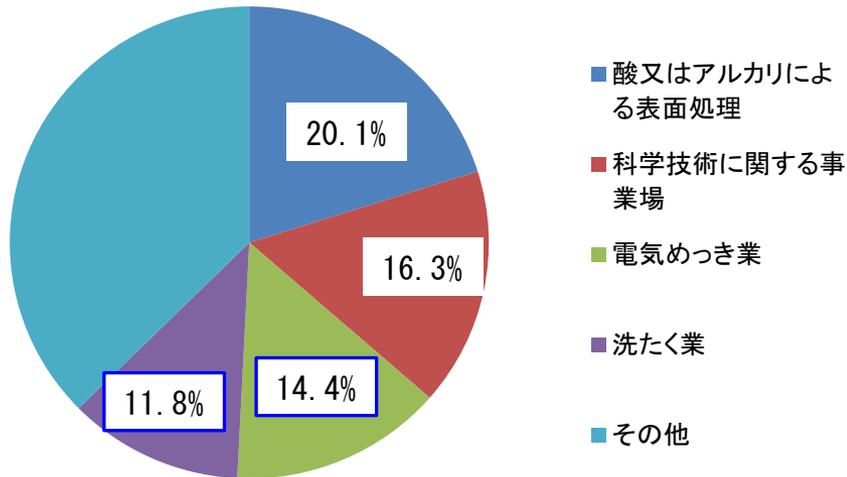
6. 土壌汚染状況調査

法第3条調査に関する有害物質使用特定施設数（平成25年度）

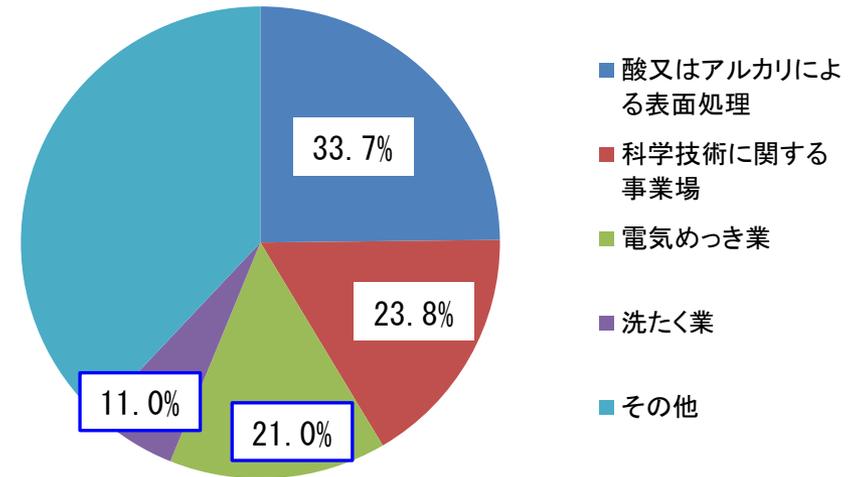
～「平成25年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果
（平成27年6月 環境省 水・大気環境局）」

- 平成25年度において、法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設全313施設のうち、「酸又はアルカリによる表面処理施設」が63施設、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」が51施設、「電気めっき業」が45施設、「洗たく業」が37施設。
- 平成25年度において、法第3条調査が一時的に免除された有害物質使用特定施設全709施設のうち、「酸又はアルカリによる表面処理施設」が239施設、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」が169施設、「電気めっき業」が149施設、「洗たく業」が78施設。

調査結果が報告された特定施設
（全313施設）



調査が一時的に免除された特定施設
（全709施設）



7. 個別業界が抱える課題（例）

（1）鍍金業界

○背景

- ・ 全て中小企業・小規模事業者で、大部分は平成15年の土対法施行以前から操業。（約50%は従業員10人未満の零細企業、100人以上の企業は約2%のみ）
- ・ 厳しい経営環境下、倒産・廃業が多い、倒産・廃業時には組合を脱退。
（平成15年度組合員1,962社⇒平成28年度組合員1,360社、年平均で約46社が倒産や廃業に）

○土壌汚染対策上の懸念

【操業中】

- ・ 特に狭隘な敷地における自主調査が困難、また操業しながらの実用的な汚染除去技術がない。
- ・ 将来必要となる土壌汚染対策費用の確保が困難。
- ・ 不動産担保価値の下落。

【倒産、廃業時（零細企業が大部分）】

- ・ 対応したくても調査費用や莫大な汚染除去費用が確保できず身動きがとれない。めっき事業者の25%が掘削除去費用が土地価格を上回る。
（土壌汚染に係る総合支援対策検討委員会報告 平成20年6月東京都環境局）

(2) クリーニング業界

○背景

- ・ 常用雇用数1~4人の零細企業数は法人全体の 84.8%、10~19人規模まで含めた20人未満では合わせて96.9%に達する一方、300人以上は3社のみである。
(平成26年経済センサス - 基礎調査より・対象は普通洗濯業)
大部分は**平成15年の土対法施行以前から操業**。
- ・ クリーニングの需要額は平成4年の8,170億円をピークにそれ以降減少が続き、平成26年は3,613億円まで減少、また、1世帯当たりの年間クリーニング支出額も平成4年の19,243円をピークに平成26年は7,164円となっている。(クリーニングの需要額：1世帯当たり年間クリーニング支出額×総務省住民基本台帳による世帯数、1世帯当たり年間クリーニング支出額：総務省統計局「家計調査報告」より)
- ・ 洗たくと仕上げを行う一般クリーニング所は一貫して減少を続け、平成2年の53,477から平成26年の30,371まで43%の減少となっている。市場の長期縮小によって新規参入を目指す事業者がいないことや後継者の不足などによる転廃業が多いことなどが要因と考えられる。
(厚生労働省「衛生行政報告例」より)

○土壌汚染対策上の懸念

【操業中】

- ・ 特に狭隘な敷地における自主調査が困難、また操業しながらの実用的な汚染除去技術がない。
- ・ 将来必要となる土壌汚染対策費用の確保が困難。
- ・ 不動産担保価値の下落。

【倒産、廃業時（零細企業が大部分）】

- ・ 廃業を契機として発覚する汚染の大半は、テトラクロロエチレンを使用する専用洗濯機の保有台数が最大となった1980年前後（1983年の国内保有台数約17,500台、2014年約2,500台）に発生したものであり、事業者の高齢化や後継者の不足などにより対応が困難な状況にある。
- ・ テナントとしての入居も多く、法律上の浄化責任を負うのは土地所有者であるが、契約においては原状復帰などの不利な条件を課されている。
- ・ 借入金があった場合に、土地売却資金で借入金の返済と土壌浄化費用の両方を賄うのはほぼ不可能であり、債務放棄（自己破産）や相続放棄等を余儀なくされる。

8. 全国中小企業団体中央会 意見

1. 土壌汚染問題を環境問題として捉えるのはもとより、都市再生や地域活性化など経済的問題としても捉えた対応を行うこと。
2. **全国一律規制は必要最小限にとどめ**、個々の地域特性や土地の利用実態を考慮した規制とし、自治体ごとに必要な緩和や上乘せを行うこと。
3. 土壌汚染状況対策（調査・手続き・除去等の措置）については**必要最低限のものとなるよう見直しを行う**こと。特に、操業中の有害物質使用特定施設や調査一時免除中の事業場に対する**土壌汚染状況調査義務拡大については中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな影響を与えることから、反対する**。仮に規制を強化する場合には、同時に万全な支援策を講じること。
4. **平成15年の土対法制定以前から操業していた中小企業・小規模事業者が現実的に対応可能となるように**調査及び除去等の措置に係る技術開発や経済的支援の拡充を行うこと。

【具体的な施策要望】

- ・操業中の狭い土地でも適用できる低コストな土壌汚染処理技術の確立
- ・土壌汚染対策基金を通じた助成の範囲の拡大
- ・中小企業・小規模事業者の土壌汚染対策への新たな助成制度や金融支援措置の創設
- ・操業中から将来必要となる土壌汚染対策資金を積み立てるための税制措置の創設